

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	科 目	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	262	160	貯金	528,659	571,522
預け金	357,961	411,715	当座貯金	5,597	13,082
系統預け金	356,708	411,594	普通貯金	3,194	3,876
系統外預け金	1,253	120	貯蓄貯金	48	32
金銭の信託	444	440	別段貯金	143	559
有価証券	156,146	156,461	定期貯金	519,669	553,967
国債	72,565	72,671	定期積金	6	4
地方債	48,943	49,315	譲渡性貯金	400	8,400
金融債	1,522	2,317	借入金	8,000	8,000
社債	24,697	22,647	代理業務勘定	1	15
外国証券	4,540	3,045	その他負債	393	383
株式	1,381	1,517	未払費用	171	170
その他証券	2,496	4,946	その他の負債	222	213
貸出金	41,056	38,246	諸引当金	1,399	1,392
手形貸付	5,166	4,416	相互援助積立金	1,050	1,076
証書貸付	16,839	14,922	賞与引当金	26	26
当座貸越	6,471	6,329	退職給付引当金	190	164
金融機関貸付	12,579	12,579	役員退職慰労引当金	31	21
その他資産	946	938	特例業務負担金引当金	101	103
未収収益	677	655	繰延税金負債	2,376	2,264
その他の資産	269	283	債務保証	1,299	1,155
有形固定資産	184	176	負債の部合計	542,529	593,134
建物	39	33	(純資産の部)		
土地	132	130	出資金	16,303	16,312
その他の有形固定資産	12	12	(うち後配出資金)	(8,676)	(8,685)
無形固定資産	7	61	回転出資金	4,546	4,755
ソフトウェア	7	20	資本準備金	0	0
その他の無形固定資産	0	40	再評価積立金	0	0
外部出資	31,411	31,411	利益剰余金	19,686	20,257
系統出資	31,005	31,005	利益準備金	9,081	9,441
系統外出資	406	406	その他利益剰余金	10,605	10,816
債務保証見返	1,299	1,155	特例特別積立金	1,000	1,000
貸倒引当金	△ 128	△ 129	経営基盤安定化積立金	1,000	1,000
			特別積立金	6,421	6,421
			当期末処分剰余金	2,184	2,395
			(うち当期剰余金)	(1,745)	(1,997)
			会員資本合計	40,537	41,327
			その他有価証券評価差額金	6,525	6,179
			評価・換算差額等合計	6,525	6,179
資産の部合計	589,592	640,640	純資産の部合計	47,062	47,506
			負債及び純資産の部合計	589,592	640,640

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成24年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	平成25年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
経常収益	7,544	7,559
資金運用収益	5,727	5,903
(うち貸出金利息)	(942)	(905)
(うち預け金利息)	(2,643)	(2,793)
(うち有価証券利息配当金)	(2,141)	(2,204)
役務取引等収益	935	927
その他事業収益	722	695
その他経常収益	158	32
経常費用	5,590	5,327
資金調達費用	2,836	3,115
(うち貯金利息)	(2,761)	(3,046)
役務取引等費用	895	887
その他事業費用	237	27
経費	1,132	1,248
その他経常費用	488	49
経常利益	1,953	2,232
特別利益	—	0
特別損失	—	18
税引前当期利益	1,953	2,214
法人税、住民税及び事業税	192	214
過年度法人税等戻入額	△ 7	—
法人税等調整額	24	2
当期剰余金	1,745	1,997
当期首繰越剰余金	438	397
当期末処分剰余金	2,184	2,395

(注) 1. 資金運用収益の「うち預け金利息」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
2. 資金調達費用の「うち貯金利息」には、支払奨励金が含まれています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成24年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	平成25年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,953	2,214
減価償却費	7	7
貸倒引当金の増加額	△ 58	0
退職給付引当金の増加額	13	△ 26
その他の引当金・積立金の増加額	217	18
資金運用収益	△ 5,727	△ 5,903
資金調達費用	2,836	3,115
有価証券関係損益 (△)	△ 75	△ 245
金銭の信託の運用損益	△ 13	3
固定資産処分損益 (△)	—	17
貸出金の純増 (△) 減	2,818	2,809
預け金の純増 (△) 減	△ 16,000	△ 22,000
貯金の純増減 (△)	△ 8,615	50,862
借入金の純増減 (△)	△ 1	—
資金運用による収入	5,770	5,926
資金調達による支出	△ 2,846	△ 3,117
事業分量配当金の支払額	△ 1,051	△ 1,110
その他	10	0
小 計	△ 20,759	32,573
法人税等の支払額	△ 424	△ 223
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 21,184	32,349
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 40,266	△ 31,488
有価証券の売却による収入	36,729	20,534
有価証券の償還による収入	7,526	10,423
金銭の信託の減少による収入	2,000	—
固定資産の取得による支出	△ 0	△ 59
固定資産の処分による収入	—	△ 11
外部出資の減少による収入	—	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,988	△ 600
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	856	881
出資金の減少による支出	△ 819	△ 872
出資配当金の支払額	△ 314	△ 315
回転出資金の受入による収入	1,051	1,110
回転出資金の払戻しによる支出	△ 881	△ 901
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 107	△ 97
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額 (減少額)	△ 15,303	31,651
6 現金及び現金同等物の期首残高	67,443	52,140
7 現金及び現金同等物の期末残高	52,140	83,791

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成24年度	平成25年度
1 当期末処分剰余金	2,184	2,395
2 剰余金処分額	1,786	1,971
(1) 利益準備金	360	400
(2) 任意積立金	—	—
(3) 出資配当金	315	315
普通出資に対する配当金	228	228
後配出資に対する配当金	86	86
(4) 事業分量配当金	1,110	1,256
3 次期繰越剰余金	397	423

- (注) 1. 普通出資に対する配当率は年3%、後配出資に対する配当率は年1%の割合です。
2. 事業分量配当の基準は、次のとおりです。
- 貯 金
- 平成24年度
- (1) 1か年定期貯金の年間ネット平均残高に対し 0.220%
(2) 共済貯金の年間平均残高から共済還元貸付金の年間平均残高を控除した額に対し 0.220%
- 平成25年度
- (1) 1か年定期貯金の年間ネット平均残高に対し 0.240%
(2) 共済貯金の年間平均残高から共済還元貸付金の年間平均残高を控除した額に対し 0.240%
3. 上記事業分量配当金のうち、源泉所得税徴収後の全額を回転出資金に受入れる。

5. 注記表

1 重要な会計方針に関する事項

平成24年度

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。

建 物	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。
建物以外	定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は5年～20年であります。

（会計上見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）
法人税法の改正に伴い、当年度より平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これによる、当年度の経常利益及び税引前当期利益への影響は軽微であります。
- (6) 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

1 重要な会計方針に関する事項

平成25年度

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しております。

建 物	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。
建物以外	定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は5年～20年であります。
- (6) 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「職員退職給与規程」に基づき、当年度末における要支給額を基礎として計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職給与の支給に備えるた

- ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「職員退職給付規程」に基づき、当年度末における要支給額を基礎として計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。
- ⑥ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「島根県JAバンク支援制度要領」等に基づき、必要額を計上しております。
- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

- め、「役員退職慰労金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。
- ⑥ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「島根県JAバンク支援制度要領」等に基づき、必要額を計上しております。
- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

2 表示方法の変更に関する事項

平成25年度

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「過年度法人税等戻入額」は金額的重要性が低下したため、当事業年度では「法人税・住民税及び事業税」に含めております。

2 貸借対照表に関する事項

平成24年度

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、272百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として現金自動預け払い機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	1百万円	0百万円	1百万円
オペレーティング・リース	10百万円	22百万円	32百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、当座借越等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金30,074百万円、有価証券216百万円を差し入れております。
- (4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は38百万円あります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債

3 貸借対照表に関する事項

平成25年度

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、227百万円あります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として現金自動預け払い機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	0百万円	1百万円	0百万円
オペレーティング・リース	18百万円	39百万円	57百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、当座借越等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金30,074百万円、有価証券214百万円を差し入れております。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は38百万円あります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債

権に該当しないものであります。

- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は38百万円であります。
- なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (10) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、36,371百万円であります。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,579百万円が含まれております。
- (12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。

3 金融商品に関する事項

平成24年度

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、島根県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容およびそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的および純投資目的(その他目的)で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、為替リスクに晒されている米ドル建米回国債およびユーロ建ドイツ国債が2,540百万円含まれております。
- 借入金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。
- 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。
- デリバティブ取引については、その他有価証券で保有する債券および株式の相場変動をヘッジする目的で債券先物取引、株価指数先物取引、債券先物オプション取引および債券店頭オプション取引を行っております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会は、リスクマネジメント基本方針、統一的リスク管理規程および信用リスク管理規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、取引先ごとの内部格付、自己査定、個別審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、融資部において行い、リスク管理室が融資部へのモニタリングによりチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部およびリスク管理室において、信用情報や時価を定期的に取り扱い管理しております。
- また、リスク管理委員会を定期的に開催し、与信管理の

に該当しないものであります。

- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は38百万円であります。
- なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、42,852百万円であります。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,579百万円が含まれております。
- (12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。

4 金融商品に関する事項

平成25年度

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、島根県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容およびそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他目的)で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、為替リスクに晒されている米ドル建米回国債及びユーロ建ドイツ国債が2,545百万円含まれております。
- 借入金には、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。
- 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。
- デリバティブ取引については、その他有価証券で保有する債券及び株式の相場変動をヘッジする目的で債券先物取引、株価指数先物取引、債券先物オプション取引及び債券店頭オプション取引を行っております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会は、リスクマネジメント基本方針、統一的リスク管理規程及び信用リスク管理規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、取引先ごとの内部格付、自己査定、個別審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、融資部において行い、リスク管理室が融資部へのモニタリングによりチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部及びリスク管理室において、信用情報や時価を定期的に取り

状況、発行体の信用状況について報告を行っております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程、市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM、アセットアロケーション、収支計画およびこれを達成するための資金管理・収益管理を行うとともに、金利感応度分析をはじめとするポートフォリオの状況をとりまとめ、ALM委員会に報告し、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、金融資産および負債の金利や期間をベースに、ポートフォリオ全体の資金収支を把握し、毎月、常勤理事、関係部署に報告を行っております。また、定期的に金利の変動予測による資金収支のシミュレーションを行い、ALM委員会に報告しております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、資金運用検討委員会および理事会で決定した余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務企画部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は、資金運用検討委員会、リスク管理委員会および理事会において定期的に報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスク管理委員会においてデリバティブ取引運用基準を定め、実施しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,253百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）を含めております。（当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しております。）

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

握し管理しております。

また、リスク管理委員会を定期的に開催し、与信管理の状況、発行体の信用状況について報告を行っております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程、市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM、アセットアロケーション、収支計画及びこれを達成するための資金管理・収益管理を行うとともに、金利感応度分析をはじめとするポートフォリオの状況をとりまとめ、ALM委員会に報告し、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、金融資産及び負債の金利や期間をベースに、ポートフォリオ全体の資金収支を把握し、毎月、常勤理事、関係部署に報告を行っております。また、定期的に金利の変動予測による資金収支のシミュレーションを行い、ALM委員会に報告しております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、資金運用検討委員会および理事会で決定した余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務企画部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は、資金運用検討委員会、リスク管理委員会および理事会において定期的に報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスク管理委員会においてデリバティブ取引運用基準を定め、実施しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,972百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）を含めております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含まず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	357,961	357,549	△ 412
金銭の信託			
運用目的	444	444	—
有価証券			
満期保有目的の債券	3,500	3,442	△ 57
その他有価証券	152,646	152,646	—
貸出金	41,060		
貸倒引当金	△ 128		
貸倒引当金控除後	40,931	41,109	177
資 産 計	555,484	555,191	△ 292
貯金	529,059	528,411	△ 647
借入金	8,000	8,000	0
負 債 計	537,059	536,411	△ 647

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金3百万円を含めております。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金400百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価をしております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含まず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	411,715	411,388	△ 327
金銭の信託			
運用目的	440	440	—
有価証券			
満期保有目的の債券	1,500	1,425	△ 74
その他有価証券	154,961	154,961	—
貸出金	38,250		
貸倒引当金	△ 129		
貸倒引当金控除後	38,121	38,320	199
資 産 計	606,738	606,537	△ 201
貯金	579,922	579,395	△ 526
借入金	8,000	8,000	—
負 債 計	587,922	587,395	△ 526

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金3百万円を含めております。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金8,400百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記c及びdと同様の方法により評価をしております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

外部出資
貸借対照表計上額
31,411百万円

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	357,961	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	500	-	-	-	500	2,500
その他有価証券のうち満期があるもの	5,821	10,006	6,262	6,286	13,674	106,823
貸出金	15,415	1,010	1,262	1,706	496	21,164
合計	379,698	11,017	7,525	7,993	14,671	130,488

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）5,009百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金12,579百万円については「5年超」に含めております。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	528,217	788	46	-	-	-
借入金	-	-	-	-	-	8,000
合計	528,217	788	46	-	-	8,000

(注) 1. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金400百万円を含めております。
2. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。
3. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金8,000百万円については、「5年超」に含めております。

4 有価証券に関する事項

平成24年度

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- ① 売買目的有価証券
売買目的有価証券の保有はありません。
- ② 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地方債	-	-	-
社債	1,500	1,503	3
その他	-	-	-
小計	1,500	1,503	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	2,000	1,939	△ 60
小計	2,000	1,939	△ 60
合計	3,500	3,442	△ 57

- ③ その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

外部出資
貸借対照表計上額
31,411百万円

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	411,715	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	1,500
その他有価証券のうち満期があるもの	9,545	5,284	6,160	13,033	17,848	97,745
貸出金	11,901	1,408	1,845	645	591	21,855
合計	433,162	6,692	8,005	13,679	18,439	121,100

(注) 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）5,009百万円については「1年以内」に含めております。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	571,439	50	28	-	-	-
譲渡性貯金	8,400	-	-	-	-	-
借入金	-	-	-	-	-	8,000
合計	579,839	50	28	-	-	8,000

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。
2. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金8,000百万円については、「5年超」に含めております。

5 有価証券に関する事項

平成25年度

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

- ① 売買目的有価証券
売買目的有価証券の保有はありません。
- ② 満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	500	502	2
小計	500	502	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	1,000	923	△ 76
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,500	1,425	△ 74

- ③ その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額	株式	941 百万円	1,361 百万円	419 百万円
	債券			
が取得原価を超え	国債	67,955	72,565	4,609
るもの	地方債	46,818	48,844	2,026
	社債	22,242	23,197	954
	その他	3,597	4,062	464
	その他	1,685	2,215	530
	小計	143,240	152,246	9,005
貸借対照表計上額	株式	21	19	△ 1
	債券			
が取得原価を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	99	99	△ 0
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	289	280	△ 8
	小計	410	399	△ 10
合計		143,651	152,646	8,995

(注) 上記差額合計から繰延税金負債2,469百万円を差し引いた金額6,525百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

「売買目的有価証券」以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当年度における減損処理額は、56百万円（うち、社債56百万円）であります。

なお、減損処理適用の判断基準は、次のとおりです。

- ・有価証券の時価が取得原価又は償却原価に比べて30%以上下落した場合
- ・有価証券の時価が取得原価又は償却原価に比べて下落率30%未満であっても、当該有価証券の発行会社の信用状況に重大な懸念が生じている場合

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	834 百万円	85 百万円	266 百万円
債券	35,665	513	173
その他	267	2	-
合計	36,776	601	439

5 金銭の信託に関する事項

平成24年度

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	444百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	△ 1百万円

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額	株式	962 百万円	1,517 百万円	554 百万円
	債券			
が取得原価を超え	国債	68,514	72,671	4,156
るもの	地方債	47,329	49,016	1,687
	社債	20,316	21,147	831
	その他	4,351	4,863	511
	その他	3,999	4,796	797
	小計	145,474	154,012	8,538
貸借対照表計上額	株式	-	-	-
	債券			
が取得原価を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	299	299	△ 0
	社債	500	499	△ 0
	その他	-	-	-
	その他	151	149	△ 2
	小計	951	948	△ 3
合計		146,426	154,961	8,534

(注) 上記差額合計から繰延税金負債2,355百万円を差し引いた金額6,179百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

「売買目的有価証券」以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当年度における減損処理額は、56百万円（うち、社債56百万円）であります。

なお、減損処理適用の判断基準は、次のとおりです。

- ・有価証券の時価が取得原価又は償却原価に比べて30%以上下落した場合
- ・有価証券の時価が取得原価又は償却原価に比べて下落率30%未満であっても、当該有価証券の発行会社の信用状況に重大な懸念が生じている場合

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債権	18,706 百万円	272 百万円	△ 17 百万円
その他	912	6	△ 10
合計	19,618	279	△ 27

6 金銭の信託に関する事項

平成25年度

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	440百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	△ 2百万円

6 退職給付に関する事項

平成24年度

- (1) 退職給付
- ① 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、職員退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度および一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しております。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっております。
- ② 退職給付債務およびその内訳
- | | |
|--------------------|----------|
| 退職給付債務 | △ 727百万円 |
| 年金資産 | 474百万円 |
| 農林漁業団体職員退職給付金制度積立金 | 63百万円 |
| 退職給付引当金 | △ 190百万円 |
- ③ 退職給付費用の内訳
- | | |
|--------|-------|
| 勤務費用 | 25百万円 |
| 退職給付費用 | 25百万円 |

7 税効果会計に関する事項

平成24年度

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
- | | |
|---------------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額 | 2百万円 |
| 賞与引当金超過額 | 7百万円 |
| 退職給付引当金超過額 | 53百万円 |
| 相互援助積立金超過額 | 289百万円 |
| 役員退職慰労引当金超過額 | 8百万円 |
| 特例業務負担金引当金超過額 | 27百万円 |
| 減価償却超過額 | 3百万円 |
| 有価証券有税償却額 | 71百万円 |
| 未払事業税 | 11百万円 |
| その他 | 1百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 478百万円 |
| 評価性引当額 | △ 384百万円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 93百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 2,469百万円 |
| 繰延税金負債合計 (B) | △ 2,469百万円 |
| 繰延税金負債の純額 (A) + (B) | △ 2,376百万円 |

7 退職給付に関する事項

平成25年度

- (1) 退職給付
- ① 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、職員退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度及び一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しております。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行なっております。
- ② 確定給付制度
- a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|---------------|---------|
| 期首における退職給付引当金 | 190百万円 |
| 退職給付費用 | 33百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 44百万円 |
| 制度への拠出額 | △ 15百万円 |
| 期末における退職給付引当金 | 164百万円 |
- b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表
- | | |
|---------------------|----------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 166百万円 |
| 年金資産 | △ 439百万円 |
| 農林漁業団体職員退職給付金制度積立金 | △ 54百万円 |
| | △ 327百万円 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 491百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 164百万円 |
- 退職給付引当金 164百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額 164百万円
- c 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 33百万円
- (2) その他経常費用(特例業務負担金引当金繰入)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金8百万円を計上しております。
なお、当組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は103百万円となっております。

8 税効果会計に関する事項

平成25年度

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
- | | |
|---------------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額 | 5百万円 |
| 賞与引当金超過額 | 7百万円 |
| 退職給付引当金超過額 | 45百万円 |
| 相互援助積立金超過額 | 296百万円 |
| 役員退職慰労引当金超過額 | 5百万円 |
| 特例業務負担金引当金超過額 | 28百万円 |
| 減価償却超過額 | 2百万円 |
| 有価証券有税償却額 | 0百万円 |
| 農業農村振興基金残余金 | 19百万円 |
| 未払事業税 | 12百万円 |
| その他 | 4百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 428百万円 |
| 評価性引当額 | △ 336百万円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 91百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 2,355百万円 |
| 繰延税金負債合計 (B) | △ 2,355百万円 |
| 繰延税金負債の純額 (A) + (B) | △ 2,264百万円 |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	29.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
事業分量配当金	△ 16.7%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 0.4%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△ 1.9%
その他	△ 0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.7%

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	29.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
事業分量配当金	△ 16.7%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 1.2%
住民税均等割	0.2%
評価性引当額の増減	△ 2.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.1%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.8%

(3) 法人税率の変更
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.4%から27.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産が3百万円減少し、法人税等調整額が3百万円増加しています。

8 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

平成24年度

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金および現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

平成25年度

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

6. 財務諸表の適正性等にかかる確認

確認書

- ① 私は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成26年7月1日
島根県信用農業協同組合連合会

代表理事 理事長

高橋 悟 

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書(キャッシュ・フロー計算書)及び注記表を指しています。

II 損益の状況

1. 最近5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	8,178	7,757	7,572	7,544	7,559
経常利益	2,255	1,961	2,370	1,953	2,232
当期剰余金	1,849	1,584	1,956	1,745	1,997
出資金 (出資口数)	15,494 (1,549,449)	15,458 (1,545,850)	16,265 (1,626,590)	16,303 (1,630,350)	16,312 (1,631,251)
純資産額	40,092	40,818	43,870	47,062	47,506
総資産額	557,978	580,584	594,154	589,592	640,640
貯金等残高	505,024	527,324	537,675	529,059	579,922
貸出金残高	50,296	45,562	43,875	41,056	38,246
有価証券残高	147,998	152,160	156,463	156,146	156,461
剰余金配当金額	1,203	1,215	1,365	1,426	1,571
普通出資配当額	228	228	229	228	228
後配出資配当額	78	78	84	86	86
事業分量配当額	896	908	1,051	1,110	1,256
職員数	68	70	68	72	72
単体自己資本比率	32.10	32.27	32.21	33.33	31.43

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(パーゼルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	平成24年度	平成25年度	増減
資金運用収支	2,897	2,790	△106
役員取引等収支	40	40	0
その他事業収支	485	667	182
事業粗利益	3,423	3,499	75
(事業粗利益率)	(0.58)	(0.54)	(△0.04)

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 役員取引等収支＝役員取引等収益－役員取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役員取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項目	平成24年度			平成25年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	588,578	5,727	0.97	637,550	5,903	0.93
うち預け金	401,635	2,643	0.66	452,469	2,793	0.62
うち有価証券	148,408	2,141	1.44	150,350	2,204	1.47
うち貸出金	38,530	942	2.45	34,726	905	2.61
資金調達勘定	580,116	2,829	0.49	628,074	3,112	0.50
うち貯金・定積	571,664	2,759	0.48	618,442	3,044	0.49
うち譲渡性貯金	1,810	1	0.07	2,010	1	0.08
うち借入金	8,000	75	0.94	8,000	68	0.85
総資金利ざや	-	-	0.29	-	-	0.23

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	平成24年度増減額	平成25年度増減額
受取利息	△ 275	176
うち預け金	△ 93	149
うち有価証券	△ 90	63
うち貸出金	△ 91	△ 36
支払利息	△ 12	283
うち貯金・定積	△ 9	284
うち譲渡性貯金	△ 1	0
うち借入金	△ 1	△ 7
差し引き	△ 262	△ 106

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

III 事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
流動性貯金	7,237 (1.3)	10,206 (1.6)	2,968
定期性貯金	564,307 (98.4)	608,125 (98.0)	43,817
その他の貯金	119 (0.0)	111 (0.0)	△ 8
計	571,664 (99.7)	618,442 (99.7)	46,778
譲渡性貯金	1,810 (0.3)	2,010 (0.3)	200
合計	573,474 (100.0)	620,453 (100.0)	46,978

- (注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 3. () 内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
定期貯金	519,669 (100.0)	553,967 (100.0)	34,298
うち固定金利定期	519,658 (99.9)	553,956 (99.9)	34,298
うち変動金利定期	11 (0.0)	11 (0.0)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
手形貸付	441	286	△ 155
証書貸付	17,494	15,299	△ 2,194
当座貸越	8,015	6,561	△ 1,453
金融機関貸付	12,579	12,579	—
割引手形	—	—	—
合計	38,530	34,726	△ 3,804

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
固定金利貸出	18,375 (44.8)	16,648 (43.5)	△ 1,726
変動金利貸出	22,681 (55.2)	21,598 (56.5)	△ 1,083
合計	41,056 (100.0)	38,246 (100.0)	△ 2,809

- (注) () 内は構成比です。

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
貯金・定期積金等	4,513	3,787	△ 725
有価証券	3	—	△ 3
動産	—	—	—
不動産	953	868	△ 84
その他担保物	1,495	1,667	172
小計	6,965	6,324	△ 641
農業信用基金協会保証	—	—	—
その他保証	1,143	1,018	△ 124
小計	1,143	1,018	△ 124
信用	32,947	30,904	△ 2,042
合計	41,056	38,246	△ 2,809

(4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
小計	—	—	—
信用	1,299	1,155	△ 143
合計	1,299	1,155	△ 143

(5) 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
設備資金	2,609 (6.4)	2,913 (7.6)	303
運転資金	38,446 (93.6)	35,333 (92.4)	△ 3,112
合計	41,056 (100.0)	38,246 (100.0)	△ 2,809

(注) ()内は構成比です。

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	増 減
農業	— (0.0)	— (0.0)	—
林業	— (0.0)	— (0.0)	—
水産業	— (0.0)	— (0.0)	—
製造業	207 (0.5)	191 (0.5)	△ 16
鉱業	— (0.0)	— (0.0)	—
建設業	132 (0.3)	139 (0.4)	6
電気・ガス・熱供給・水道業	— (0.0)	— (0.0)	—
運輸・通信業	235 (0.6)	358 (0.9)	123
卸売・小売・飲食業	761 (1.9)	653 (1.7)	△ 108
金融・保険業	21,509 (52.4)	20,800 (54.4)	△ 709
不動産業	1,353 (3.3)	1,318 (3.4)	△ 34
サービス業	8,683 (21.2)	8,622 (22.5)	△ 61
地方公共団体	8,128 (19.8)	6,121 (16.0)	△ 2,006
その他	45 (0.1)	41 (0.1)	△ 3
合計	41,056 (100.0)	38,246 (100.0)	△ 2,809

(注) ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農累計別

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
農 業	83	67	△ 15
穀 作	—	—	—
野 菜・園 芸	—	—	—
果 樹・樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚・肉 牛・酪 農	—	—	—
養 鶏・鶏 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	83	67	△ 15
農 業 関 連 団 体 等	5,495	5,399	△ 96
合 計	5,578	5,466	△ 112

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関係団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	5,527	5,440	△ 86
農 業 制 度 資 金	51	26	△ 25
農 業 近 代 化 資 金	51	26	△ 25
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	5,578	5,466	△ 112

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	6,117	5,415	△ 702
そ の 他	—	—	—
合 計	6,117	5,415	△ 702

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

(8) リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
破綻先債権額	0	0	△0
延滞債権額	38	38	—
3か月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	38	38	△0

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(9) 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	—	0	0	0
危 険 債 権	38	19	—	18	38
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—
小 計	38	19	0	18	38
正 常 債 権	39,411				
合 計	39,450				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

② 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

③ 要管理債権

3か月以上延滞債権で上記①及び②に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

④ 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(10) 元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

(11) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成24年度					平成25年度				
	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増 加 額	期中減少額		期 末 残 高
			目 的 使 用	そ の 他				目 的 使 用	そ の 他	
一般貸倒引当金	144	118	—	144	118	118	110	—	118	110
個別貸倒引当金	41	10	31	10	10	10	18	—	10	18
合 計	186	128	31	154	128	128	129	—	128	129

(12) 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

3. 有価証券に関する指標

(1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類		平成24年度	平成25年度	増 減
国	債	67,247	70,290	3,043
地 方	債	45,496	48,909	3,413
金 融	債	1,500	2,150	650
社	債	25,829	22,827	△ 3,002
株	式	1,607	964	△ 642
外 国	証 券	4,667	2,894	△ 1,772
そ の 他	の 証 券	2,060	2,313	253
合 計		148,408	150,350	1,942

(2) 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合 計
平成24年度								
国 債	1,006	6,256	7,464	10,758	27,257	19,820	—	72,565
地 方 債	3,988	11,071	10,238	14,823	8,821	—	—	48,943
金 融 債	—	—	1,522	—	—	—	—	1,522
社 債	3,717	4,037	3,527	8,398	3,994	1,021	—	24,697
株 式	—	—	—	—	—	—	1,381	1,381
外 国 証 券	482	—	197	1,198	2,161	500	—	4,540
その他の証券	315	—	78	—	—	—	2,101	2,496
平成25年度								
国 債	—	5,101	7,354	10,634	21,026	28,553	—	72,671
地 方 債	5,509	410	13,932	14,084	15,379	—	—	49,315
金 融 債	—	1,515	801	—	—	—	—	2,317
社 債	2,006	4,026	6,720	6,594	1,776	1,523	—	22,647
株 式	—	—	—	—	—	—	1,517	1,517
外 国 証 券	—	212	337	2,091	403	—	—	3,045
その他の証券	—	124	79	—	1,016	—	3,725	4,946

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成24年度			平成25年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	3,500	3,442	△ 57	1,500	1,425	△ 74
そ の 他	143,651	152,646	8,995	146,426	154,961	8,534
合 計	147,151	156,088	8,937	147,926	156,387	8,460

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

(2) 金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

区 分	平成24年度			平成25年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	446	444	△ 2	444	440	△ 3
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	446	444	△ 2	444	440	△ 3

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
 3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
 4. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。

(3) デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(4) 金融等デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	平成24年度	平成25年度	増減
総資産経常利益率	0.31	0.33	0.02
純資産経常利益率	4.91	5.51	0.60
総資産当期純利益率	0.28	0.29	0.01
純資産当期純利益率	4.39	4.93	0.54

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		平成24年度	平成25年度	増減
貯貸率	期末	7.76	6.59	△ 1.17
	期中平均	6.71	5.59	△ 1.12
貯証率	期末	29.51	26.98	△ 2.53
	期中平均	25.87	24.23	△ 1.64

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の充実に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、平成26年3月末における自己資本比率は、31.43%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、回転出資金、劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	島根県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	76億円（前年度76億円）

後配出資金

項目	内容
発行主体	島根県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	84億円（前年度86億円）

回転出資金

項目	内容
発行主体	島根県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	回転出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	47億円（前年度47億円）

劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	島根県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	劣後特約付借入
コア資本に係る基礎項目に算入した額	80億円（前年度80億円）
償還期限	無期限
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	なし

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

平成25年度

(単位：百万円)

項目	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	34,794
うち、出資金及び資本準備金の額	16,312
うち、再評価積立金の額	0
うち、利益剰余金の額	20,257
うち、外部流出予定額(△)	1,776
うち、上記以外に該当するものの額	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,187
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1,187
うち、適格引当金コア資本算入額	-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	12,755
うち、回転出資金の額	4,755
うち、上記以外に該当するものの額	8,000
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	48,737
コア資本に係る調整項目 (2)	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	44
うち、のれんに係るものの額	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	44
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-
適格引当金不足額	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-
前払年金費用の額	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-
自己資本	
自己資本の額 (イ)-(ロ)	48,737

リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	148,967	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 65,194	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	44	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	65,238	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,074	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(=) 155,041	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ⅰ)/(=))	31.43%	

項 目	前期末	項 目	前期末
出資金	16,312	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
うち後配出資金	8,685		
回転出資金	4,755	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
再評価積立金	0		
資本準備金	0		
利益準備金	9,441	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—
特例特別積立金	1,000		
経営基盤安定化積立金	1,000		
特別積立金	6,421	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
次期繰越剰余金 (又は次期繰越損失金)	397		
処分未済持分	—		
その他有価証券の評価差損	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	—
営業権相当額	—		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—		
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	控除項目不算入額	—
基本的項目 (A)	39,329	控除項目計 (D)	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	自己資本額 (C - D) (E)	48,233
一般貸倒引当金	118	資産 (オン・バランス) 項目	138,083
相互援助積立金	1,050	オフ・バランス取引等項目	641
負債性資本調達手段等	8,000	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	5,948
負債性資本調達手段	8,000	リスク・アセット等計 (F)	144,673
期限付劣後債務	—		
補完的項目不算入額	△ 264		
補完的項目 (B)	8,904	Tier1比率 (A / F)	27.18%
自己資本総額 (A + B) (C)	48,233	自己資本比率 (E / F)	33.33%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しており、平成24年度は旧告示(パーセルII)に基づく単体自己資本比率を記載しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

3. 平成24年度については、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示(平成24年金融庁・農水省告示第13号)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「-」(ハイフン)で記載しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成24年度			平成25年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	68,093	—	—	68,663	—	—
我が国の地方公共団体向け	55,295	—	—	53,990	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	501	50	2	501	50	2
地方三公社向け	677	—	—	675	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	392,936	87,404	3,496	433,434	85,466	3,418
法人等向け	25,556	15,858	634	22,764	14,512	580
中小企業等向け及び個人向け	75	56	2	68	50	2
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	104	104	4	83	83	3
三月以上延滞等	143	214	8	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	32,372	32,372	1,294	1,466	1,466	58
他の金融機関等の対象資本調達手段				43,492	108,731	4,349
特定項目のうち調整項目に算入されないもの				107	269	10
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,980	1,980	79	4,212	2,959	118
証券化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの					△ 65,194	△ 2,607
上記以外	3,072	682	27	2,821	571	22
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	580,808	138,724	5,548	632,283	148,967	5,958
CVAリスク相当額÷8%					—	—
中央清算機関関連エクスポージャー				—	—	—
信用リスクアセットの額の合計額	580,808	138,724	5,548	632,283	148,967	5,958
	平成24年度			平成25年度		
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
	5,948	237		6,074	242	
	平成24年度			平成25年度		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
	144,673	5,786		155,041	6,201	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。

7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理規程類を整備しています。また、経営層で構成するリスク管理委員会を随時に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を決定しています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	578,806	42,412	142,680	-	-	631,783	39,455	142,768	-	-
国外	2,002	-	2,002	-	-	500	-	500	-	-
地域別残高計	580,808	42,412	144,683	-	-	632,283	39,455	143,268	-	-
法人	農業	238	238	-	-	190	190	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	7,063	267	6,267	-	-	6,299	249	5,520	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	2,538	1,489	1,006	-	-	2,507	1,458	1,006	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,119	-	1,106	-	-	616	-	603	-
	運輸・通信業	2,209	235	1,903	-	-	2,333	358	1,903	-
	金融・保険業	396,035	22,326	15,540	-	-	447,621	21,555	14,145	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	11,082	9,401	1,505	-	-	10,918	9,237	1,505	-
	日本国政府・地方公共団体	123,389	8,155	115,233	-	-	122,653	6,143	116,510	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	171	171	-	-	-	150	150	-	-	
その他	36,960	127	2,120	-	-	38,990	111	2,072	-	
業種別残高計	580,808	42,412	144,683	-	-	632,283	39,455	143,268	-	
1年以下	378,340	14,486	5,816	-	-	432,270	10,947	9,533	-	
1年超3年以下	17,048	1,155	15,893	-	-	12,508	1,574	10,933	-	
3年超5年以下	21,937	2,064	19,872	-	-	31,266	1,636	29,629	-	
5年超7年以下	36,681	1,473	35,208	-	-	34,796	1,434	33,361	-	
7年超10年以下	47,764	973	46,790	-	-	49,192	14,484	34,708	-	
10年超	40,945	21,963	18,982	-	-	32,192	9,162	23,030	-	
期限の定めのないもの	38,091	296	2,120	-	-	40,056	215	2,072	-	
残存期間別残高計	580,808	42,412	144,683	-	-	632,283	39,455	143,268	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことをいいます。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーが該当します。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成24年度					平成25年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	144	118	—	144	118	118	110	—	118	110
個別貸倒引当金	41	10	31	10	10	10	18	—	10	18

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成24年度						平成25年度					
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
			目的使用	その他				目的使用	その他			
国内	41	10	31	10	10		10	18	—	10	18	
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	41	10	31	10	10		10	18	—	10	18	
法人	農業	32	—	31	0	—	31	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	9	10	—	9	10	—	9	18	—	9	18
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
業種別計	41	10	31	10	10	31	9	18	—	9	18	—

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		平成24年度			平成25年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	134,317	134,317	—	132,687	132,687
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	501	501	—	501	501
	20%	6,322	373,369	379,692	5,618	427,354	432,972
	35%	—	—	—	—	—	—
	50%	6,914	295	7,209	5,432	—	5,432
	75%	—	75	75	—	67	67
	100%	503	58,367	58,870	—	59,278	59,278
	150%	143	—	143	—	—	—
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	—	—	—	107	107
	その他	—	—	—	—	1,279	1,279
1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	13,883	566,925	580,808	11,050	621,277	632,327	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。
5. 平成24年度の「1250%」の項目には、自己資本控除とした額を記載しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	677	—	—	675	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,459	—	—	3,727	—	—
法人等向け	34	336	—	39	235	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連				—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	4,493	1,013	—	3,766	910	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」については、リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスクとリスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクとに大別し、リスクマネジメント基本方針においては、リスク特性や統制の有効性などに応じて管理することを定めています。

オペレーショナル・リスク管理規程では、基本方針に即した個別リスク（事務リスク・法務リスク・システムリスク等）の管理方法、リスク管理体制、リスク統括部署及び個別リスク管理部署における役割等について定め、リスクの回避または最小限に止めるため適切に管理しています。

○事務リスク管理体制

コンプライアンス・マニュアルを遵守するとともに、事務管理能力の向上を図るため、各種規程・マニュアル等の整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減・顕在化の防止に努めています。

市場取引部署等では、フロントオフィスとバックオフィスを明確に分離し相互牽制が働く体制となっています。

○システムリスク管理体制

当会の情報資産を適切に保護するため、「セキュリティポリシー」及び「セキュリティスタンダード」を定めています。

また、オンラインシステムのセンター障害等によりオンライン業務処理が出来ない場合に備え、危機管理マニュアルを定めています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会においては、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、①その他有価証券、②系統出資及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他有価証券

その他有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。

具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にはリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

なお、評価等については、時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

②系統出資及び系統外出資

系統出資及び系統外出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた財務健全化を求めています。

なお、評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	1,381	1,381	1,517	1,517
非 上 場	31,411	31,411	31,411	31,411
合 計	32,792	32,792	32,928	32,928

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

	平成24年度			平成25年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上 場	85	266	—	—	—	—
非 上 場	—	—	—	—	—	—
合 計	85	266	—	—	—	—

- (3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

	平成24年度		平成25年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	419	1	554	—
非上場	—	—	—	—
合計	419	1	554	—

- (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。当会では「金利リスク」は「市場リスク管理」の中で適切な管理を行っています。

当会では、「金利リスク」を含む市場リスク取引を極めて重要な収益源と位置付け、能動的にリスクテイクを行うことにより効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたってはフロントオフィスとミドル・バックオフィスがそれぞれ分離・独立し、相互に牽制し合うことにより、十全なリスクマネジメントを行うことを基本としています。具体的には、執行は各フロントセクション、モニタリングはリスク管理部署が担当し、市場ポートフォリオのリスク量については都度、経営層、リスク管理委員会において報告しています。

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、分散共分散法によるVaR（信頼区間99%、保有期間20日）の計測を行っています。リスク計測の頻度は月次とし、計測対象はすべての金利資産・負債としています。

内部管理上使用した金利ショックに対する経済価値の増減

	平成24年度	平成25年度
当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△ 1,296百万円	△ 1,465百万円

VI 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	42	5

(注1) 対象役員は、理事3名、監事1名です。

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については、監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員4人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬と役員在職年数により金額を算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、それぞれ経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に則して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の非常勤役員、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成25年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3) 平成25年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。